

## 北周宇文護執政期再考

——宇文護幕僚の人的構成を中心に——

会 田 大 輔

### 一、はじめに

西魏北周は、南北朝時代から隋唐時代への連結点に位置する王朝である。陳寅恪氏の「閑隴集團」説の提唱<sup>①</sup>以来、西魏北周と隋唐の支配者層との関係をめぐって、多くの研究が行なわれてきた。日本での研究に限っても、布目潮風氏や谷川道雄氏、吉岡眞氏の研究などがあげられよう<sup>②</sup>。また、隋唐時代の諸制度の淵源をめぐって、西魏北周の制度史研究も進められ、特に府兵制の源流にあたるとされる西魏北周の軍事制度については盛んに研究されている<sup>③</sup>。近年では胡漢融合論の視点から、西魏北周から隋唐への変化を捉えようとする研究も見られる<sup>④</sup>。

しかし、支配者層の形成や諸制度の策定が、当時の政治動向と切り離せないにも関わらず、支配者層研究や制度史研究に比して、西魏北周の政治動向を分析した研究は必ず

しも多いとはいえない<sup>⑤</sup>。支配者層の形成や隋唐時代の諸制度の淵源をさぐるためにも、西魏北周の政治史研究をより深める必要があるのではないだろうか。

北周は、建国から一五年にわたって宇文泰の甥宇文護が実権を掌握した。本稿では、この宇文護執政期(五五七〜五七二・三)に注目したい。宇文護執政期は、六官制の施行や胡姓賜与などを行った西魏時代と、廃仏を行い富国強兵に努めて華北統一を果たした武帝親政期にはさまれ、影の薄いつ時代である。しかし、既に川勝義雄氏が指摘しているように、武帝の華北統一は宇文護の集権政策を引き継ぐことによつて実現したのである。また、王仲孳氏は北周が宇文護執政期に安定したことを指摘している<sup>⑥</sup>。このことから、宇文護執政期は西魏と武帝親政期を結ぶ重要な時代であると思われる。

しかし、従来、宇文護執政期は、大川富士夫氏や野村耀

昌氏に代表されるように、独裁政治が行われ、賄賂が横行した腐敗政権という負のイメージで捉えられてきた。<sup>①</sup> 例えば中村淳一氏は、五五九年の兵制改革によつて宇文護に軍権が集中し、「宇文護党」の腐敗が拡大したとする。<sup>②</sup> 高繚華氏や雷依群氏は、宇文護は元勳を抑圧し、建国当初の北周の安定に寄与したが、北周建国後は腐敗したと述べている。<sup>③</sup> 他にも榎本あゆみ氏や加藤国安氏のように、「親周帝派」と「宇文護派」による暗闘を指摘する研究も多い。<sup>④</sup> また、呂春盛氏は、北周建国当初、「宇文護派」と「親周帝派」が対立したが、武帝の即位後は、「宇文護派」を要職に据える一方で、「親周帝派」や「中立」・「宗室」の人物も採用し、武帝との協和政策が行われたという。しかし、権力の中枢が元勳や宗室に占められて権力基盤が狭窄化し、臣民に対する求心力を失つてしまつたとする。<sup>⑤</sup>

しかし、果して宇文護執政期をそのように理解してよいのだろうか。呂氏の研究も含めて、従来の研究は、正史に描かれた宇文護執政期像を前提に据え、批判的検討を行っていない。そのため、宇文護執政期の官僚が実際に「宇文護派」・「親周帝派」・「中立」に分かれていたかどうか、史料を分析して確認しているわけではない。宇文護の幕僚や宇文護執政期の官僚の人的構成に関しても、一切分析を加えていない。また、時代状況の中で宇文護執政期が果たした

役割も論じていないのである。こうした点において、従来の研究には検討の余地があるように思われる。

正史の宇文護執政期像について、筆者は前稿で、宇文護幕僚の叱咤協を取り上げて検討し、宇文護執政期が「周書」中で不当に評価されている可能性を指摘した。<sup>⑥</sup> 本稿では、まず正史が描く宇文護執政期像を検討することから始めたい。その結果を踏まえた上、従来十分検討されてこなかった宇文護幕僚の人的構成に焦点をあて、宇文護執政期の再検討を図りたい。従来の研究は、宇文護の幕僚となつた人物を「宇文護派」に分類していた。しかし、こうした理解は正しいのだろうか。宇文護幕僚の人的構成を分析することは、宇文護の人材登用の様相を解明することにつながるであろう。さらには、時代状況の中で宇文護執政期が果たした役割を解明する糸口を与えてくれると思われる。

## 二、諸史料における宇文護執政期像

### ① 正史における宇文護執政期像

本章では、正史(『周書』)の宇文護執政期像を確認した後、その歴史像を相対化するために、北周から唐初にかけて作られた諸史料において、宇文護執政期がどのように描かれているか見ていく。唐初までを対象としたのは、宇文

護執政期像を決定付けた『周書』の編纂以前に、どのような宇文護執政期像が存在していたか確認したいからである。

まず、正史の宇文護執政期像の総まとめともいえる『周書』巻一一・宇文護伝（以下、本伝と略）の史臣曰条を見たい。そこでは宇文護を次のように評している。

周受命之始、宇文護寔預艱難。及太祖崩殂、諸子冲幼、羣公懷等夷之志、天下有去就之心。卒能變魏爲周、伸危獲父者、護之力也。……然護寡於學術、昵近羣小、威福在己、征伐自出。有人臣無君之心、爲人主不堪之事。忠孝大節也、違之而不疑、廢弑至逆也、行之而無悔。終於身首橫分、妻孥爲戮。不亦宜乎。

史臣曰条は、宇文泰没後、元勳（「羣公」）が異心を抱くなか、宇文護が北周建国に成功したことを称えている。しかし、続けて、宇文護が學術に疎く、小人を近づけて、権力を傘に人々を圧迫し（「威福在己」）、君主を弑逆しても後悔しない有様であり、誅殺されて族滅の憂き目にあつたのも当然である、と激しい批判を加えている。

では、本伝の本文は、宇文護をどのように描いているのだろうか。西魏時代から順を追って見ていきたい。本伝の冒頭には、宇文泰が宇文護を「この子の度量は我に類するものだ（此兒志度類我）」と高く評価したことが記されてい

る。その後宇文護は、対東魏戦に功績を上げて昇進し、大統一五年（五四九）には大將軍に就任した。この大將軍就任は、楊忠などの「十二大將軍クラス」の大將軍就任より一年早い。このことから、『周書』に記載が無いものの、実際に宇文護が「十二大將軍クラス」に位置していたことがわかる。さらに宇文護は、恭帝三年（五五六）正月の六官制施行の際には、小司空（冬官府の副長官）に就任した。そして、同年九月に宇文泰が巡行先で倒れると、宇文護は宇文泰に後事を託されたのである。これを受けて宇文護は、宇文泰の嫡子寛（孝閔帝）を擁立し、五五七年正月に北周を建国した。本伝の記述からは、西魏時代の宇文護が、「十二大將軍クラス」に位置し、宇文泰に後事を託される程の信頼を得ていた様子が窺える。

では、北周建国後の宇文護は、どのように描かれているのだろうか。宇文護は北周建国後、宇文泰が設立した二十四軍を掌握し、北周の実権を掌握した。これに対し、五五七年二月には、趙貴・独孤信によって宇文護排除が計画され、同年九月には孝閔帝とその側近によって宇文護誅殺が計画された。宇文護は、これらの計画を未然に防ぎ、群臣の賛同を得て、五五七年九月、孝閔帝を廢し、明帝（宇文泰の長子）を擁立した。宇文護は、趙貴を誅殺した後、大冢宰（天官府の長官）に就任し、北周の行政を掌った。な

お、これらの事件に関して宇文護を批判する記事は、本伝のみならず、その他の列伝にもみられない。<sup>①</sup>

孝閔帝の記述に比べ、本伝における明帝の記述は極めて少なく、宇文護が明帝に行政権を返したが、軍権を握り続け、明帝を毒殺したことしか記されていない。宇文護は明帝毒殺後、武帝(宇文泰の四子)を擁立した。保定元年(五六一)、宇文護は天官府にその他の行政府(地・春・夏・秋・冬の五府)を統べさせ、集権化を推し進めた。本伝には、この時期のこととして、宇文護が独断で政務を執ったことが記されている。次に本伝は、宇文護とその母の手紙のやり取り及び対北斉戦の経過を記した後、宇文護を評する文章を載せている。

護性甚寛和、然暗於大體。自恃建立之功、久當權軸。凡所委任、皆非其人。兼諸子貪殘、僚屬縱逸、恃護威勢、莫不蠹政害民。

ここでは宇文護について、性格は穏やかだが、大局には通じておらず、建国の功績を誇って権力の中枢に居座り、その人材登用が適切でなく、側近や親族が権勢を楯に民を苦しめたと評している。本伝は、この記事の直後に、武帝が宇文護とその諸子・属僚を誅殺したことを記し、宇文護誅殺の翌日に出された武帝の詔を掲げている。武帝は宇文護について、臣節に違えて縦いままに専権を振るい、朋党や

賄賂によって政治を乱し、民を苦しめたとして、激しく批判し、宇文護の「凶党」を一掃したと述べている。

護志在無君、義違臣節。懷茲蠱毒、逞彼狼心、任情誅暴、肆行威福。朋黨相扇、賄貨公行、所好加羽毛、所惡生瘡痍。……遂使戶口凋殘、征賦勞劇。家無日給、民不聊生。……今肅正典刑、護已即罪、其餘凶黨、咸亦伏誅。氣霧既清、遐邇同慶。

以上、正史における宇文護執政期像について見てきた。その結果、本伝が、西魏時代及び北周建国当初と明帝擁立後とで、宇文護に異なる評価を下していることがわかった。本伝は、宇文護は元勳を抑圧し北周建国に成功したが、明帝・武帝擁立後、専権を振るい、不適当な人材登用を行って朋党を形成し、政治を乱したという歴史像を描いているのである。この歴史像は、従来の宇文護執政期研究の内容と軌を一にしている。果してこの宇文護執政期像は、当時の一般的評価だったのだろうか。

## ② 諸史料における宇文護執政期像

かりに正史の宇文護執政期像が、当時の一般的評価であったならば、諸史料においても正史と同様の宇文護執政期像が描かれているはずである。果して諸史料は宇文護執政期をどのように描いているのだろうか。

まず、取り上げたい史料が、北周の大象元年(五七九)に宇文迪が撰した「庾信集序」である。庾信は、北周文壇の中心人物として活躍した旧梁臣である。この庾信と交友関係にあったのが、宇文泰の子で武帝の弟の滕王迪である。宇文迪は、この「庾信集序」の中で、庾信が宇文泰・明帝・武帝に重んじられたことを述べた後、宇文護が庾信の孝心に感動したことを次のように記す。

晉國公膺期受託、爲世賢輔、見信孝情毀至、毎日憫嗟。ここで注目すべき点は、宇文迪が宇文護(晉國公)を「賢輔」と評している点である。この評価は正史の宇文護執政期像にそぐわない。一体、何故、宇文迪は宇文護を「賢輔」と評したのだろうか。

次に隋の開皇九年(五八九)に作られた「裴鴻墓誌」に注目したい。裴鴻は、北周に仕え、御正中大夫・民部中大夫を歴任し、天和二年(五六七)の陳進攻の際に捕虜となり、建康で没した人物である。「裴鴻墓誌」は彼の没後、二年を経た作成された。この「裴鴻墓誌」は、裴鴻が宇文護に登用されたことのみならず、宇文護の名声が盛んであったこと(「望隆内外」)を記している。

晉公地居藩屏、望隆内外、既任天卿、兼捨神牧。乃以公爲府司録、帶雍州贊治。

墓誌には墓主を顕彰する目的があることから、裴鴻を顕彰

するために宇文護に好意的評価を加えた可能性もある。しかし、かりに正史の宇文護執政期像が一般的評価であったならば、宇文護との関係を記すことは、裴鴻の顕彰につながらないであろう。

続いて唐の貞観二年(六三二)に李百薬が撰した「裴鏡民墓碑」を取り上げる。裴鏡民は、北周で吏部下大夫となり、隋で兵部侍郎・益州総管府司馬を歴任し、開皇一六年(五九六)に西南夷の征討中に没した人物である。この碑は、裴鏡民が宇文護の子譚国公会の記室參軍に登用されたことを記すのみならず、宇文護が国家の重責を担う立場にあり、子のために幕僚を厳選したと評している。

晉蕩公受博陸之圖、處阿衡之寄、爲其諸子精選府寮、辟爲譚公大將軍記室。

文中の「博陸」は、漢の霍光の封地であり、転じて国家の重責を荷う人物の意で用いられる。「阿衡」は、殷の伊尹の官職名であり、転じて宰相の意で用いられる。ここで注目すべき点は、この「裴鏡民墓碑」が、『周書』が完成した翌年に、李百薬によって作られている点である。李百薬は、唐朝に仕え、礼部侍郎・太子右庶子・宗正卿などを歴任し、貞観の正史編纂事業の際に、『北齊書』を編纂した人物である。にも関わらず、彼は「裴鏡民墓碑」中で、宇文護が北周を支えた人物であり、子のために人材を厳選したと述べてい

るのである。

最後に、貞觀初年(六二七)頃に、道士の排仏論に対する反論として法琳が撰した『弁正論』を見てみたい。この『弁正論』巻四・十代奉仏篇下(『大正新修大藏經』巻五二・五一七頁―上・中段)は、宇文護について、その地位・名声が高く、北周は彼によって建国することができ、朝廷は彼の人材登用(「銓衡」)に頼っていたと称賛している。

晉公地屬文昭、名高王陝。……社稷由其建立、朝廷賴其銓衡。

十代奉仏篇は北朝の崇仏家を列挙する篇である。実際、宇文護は熱心な仏教信徒であり、仏教を手厚く保護した。そのため、『弁正論』に限らず、仏教史料には宇文護を批判する記事は見られず、かえって武帝を批判する記事が散見される。これは、武帝が廢仏を行ったためであり、仏教界側の脚色が入っていることは疑いえない。しかし、『弁正論』の宇文護評は、人材登用を称賛している点で、「裴鏡民墓碑」の宇文護評と共通している。この『弁正論』の記述を仏教界側による脚色として切つて捨ててよいだろうか。

以上、北周から唐初にかけて作られた諸史料を見てきた。その結果、武帝の宇文護誅殺後も、北周・隋・唐代を通じて、宇文護を「賢輔」「望隆内外」「名高王陝」と評する史料が存在することがわかった。また、その多くが文集や墓

誌・墓碑のように、作者・墓主を顕彰するために作成されたものであった。再三述べてきたように、かりに正史の宇文護執政期像が当時の一般的評価であり、実際に武帝が「宇文護派」を一掃していたならば、宇文護との関係を文集・墓誌などに記すことは甚だ不名誉なことだったはずである。にも関わらず、これらの史料は宇文護との関係を記すだけでなく、称賛さえしているのである。このことは従来の宇文護執政期像に対し、改めて疑問を投げかけるものである。

また、正史において宇文護執政期は、不適当な人材登用が行われた時代として批判されていた。しかし、「裴鏡民墓碑」には「爲其諸子精選府寮」とあり、『弁正論』には「朝廷賴其銓衡」と記されていた。これらの記述と正史の宇文護執政期像とのずれについて、どのように理解したらよいのだろうか。章を改めて宇文護執政期の人材登用について検討したい。

### 三、宇文護幕僚の人的構成

これまで宇文護執政期が負のイメージで捉えられてきた原因の一つには、不適当な人材登用を行ったという正史の記述の影響があげられよう。しかし、宇文護の人材登用は、

本当に不適當なものだったのだろうか。前章で取り上げた「裴鏡民墓碑」には、宇文護が諸子の幕僚を厳選したことが記されており、『弁正論』には、北周が宇文護の人材登用を頼りにしていたことが記されていた。これらの記述を無視してしまっているのだろうか。本章では宇文護幕僚の人的構成に的をしぼり、人材登用の面から宇文護執政期を再検討していきたい。

宇文護が就任した官職の中で最も重要な官職は、天官府長官の大冢宰と軍権を掌握する都督中外諸軍事である。宇文護は、孝閔帝元年（五五七）二月から天和七年（五七二）三月まで大冢宰に在任した。保定元年（五六一）には、天官府に他の五府を統べさせ、北周の行政権を完全に掌握した。天官府には数多くの官職が存在するが、その中で重要な官職をあげるとしたら、天官府副長官の小冢宰と六府のまとめ役を担った司会中大夫<sup>①</sup>があげられよう。この二つの官職は大冢宰を補佐し、事実上六府の行政を統括していた。北周の人事を掌ったのは、夏官府の吏部中大夫だが、円滑な行政を行うために、小冢宰・司会中大夫に関しては、宇文護の意向を汲んだ人事を行った可能性が高いと思われる。

都督中外諸軍事は、禁軍を含む中央軍（二十四軍）と地方軍を統括した官職である。宇文護はこの官職に就任する

ことで、軍事力を掌握し、北周の実権を握ることができた。都督中外諸軍事府（以下、中外府と略）幕僚の各列伝には、宇文護が登用したという記事が多数見られる。このことから、中外府幕僚は宇文護自ら登用したか、宇文護の意向を汲んだ登用が行われたとみて間違いない。

その他に、宇文護の晋国公府幕僚もみていきたい。晋国公府幕僚は、天官府や中外府と異なり、いわば宇文護個人の幕僚である。そのため、天官府や中外府とは異なる人材登用の様相が見えてくる可能性がある。

この三種類の宇文護幕僚の人的構成を分析するために、それぞれ小冢宰・司会中大夫就任者、都督中外諸軍事府幕僚、晋国公府幕僚をまとめた表を作成した。表には、正史の評価、親族・出身勢力、宇文護との関係、宇文護没後（武帝親政期・宣帝期）の官歴に関する情報を載せた。表中の出身勢力は、吉岡眞氏の研究を参考にし、北鎮・関中・山東・旧梁に分類した<sup>②</sup>。北鎮は主に宇文泰の元従・賀拔岳の部下などの北辺諸鎮出身者をさす。関中は、漢族・非漢族を問わず、関中・河南・河東の土着勢力をさす。山東は、山東貴族・孝武帝の西遷に従った北魏朝の文武百官・山東（含遼西など）地域出身者のことである。旧梁は西魏の南進過程で吸収された旧梁臣をさす。

なお、漢族には網掛けをした。山下将司氏や前島佳孝氏

表一：宇文護執政期小冢宰・司会就任者表

官名	人名	任職年代	正史の評価	親族・出身勢力	護との関係	武帝・宣帝期	出典
小冢宰上大夫	長孫儉	孝閔帝(557)	清白・智謀	北鎮	護の登用	569 没	【北】22
	楊寛	明帝初(557)	器識・清簡	閔中(弘農楊)		561 没	【周】22
	宇文貴	武成初(559)	恭勤・好施	閔中		567 没	【周】19
	宇文憲	天和3(568)	通敏・智勇	父宇文泰・北鎮	護の信任	武帝に信任	【周】12
	梁睿	天和6(571)	有功・威忠	父梁禦・北鎮		安州総管など	【隋】37
司会中大夫	崔暉	武成2(560)	閑雅・純正	山東(博陵崔)	娘が護の養女	小司徒など	【周】35
	叱羅協	保定元(561)	恭謹・凡識	北鎮	中外府長史就任	除名後、復官	【周】11
	豆盧永恩	保定元(561)	識度・有功	兄豆盧寧・北鎮	子の暉が護の幕僚	565 没	【周】19
	宇文深	保定初	器局・仁愛	兄宇文測・北鎮		568 没	【周】27
	韓褒	保定2(562)	忠厚・遠略	閔中(昌黎韓)		572 没	【周】37
	柳慶	保定3(563)	聰敏・抗直	閔中(河東柳)	護の登用を断る	566 没	【周】22
	薛善	保定年間?	閑静・懇樵	閔中(河東薛)	後に中外府司馬	宇文護期に没	【周】35
	崔欽	保定年間?	閑雅・純正	山東(博陵崔)	護の信任	小司徒など	【周】35
	于翼	天和初(566)	文武之任	父子護・北鎮	形式的に崇重	安州総管など	【周】30
	豆盧勳	天和2(567)	才略・忠政	養父豆盧寧・北鎮	兄の暉が護の幕僚	信州総管など	【隋】39
	李綸	天和4(569)	文武才用	父李弼・北鎮	父が護に協力	司会中大夫など	【周】5 李綸墓誌
	陸遵	天和4(569)	文雅・忠政	閔中(呉郡陸)	後に中外府司馬	除名後、復官	【周】32
	叱羅協	天和6(571)	恭謹・凡識	北鎮	護の信任	除名後、復官	叱羅協墓誌
	侯莫陳凱	天和中	政績あり	兄侯莫陳崇・北鎮	兄が自殺せらる	北齊への使者	【周】16
	梁睿	天和年間?	有功・威忠	父梁禦・北鎮		安州総管など	【隋】37

王仲榮『北周六典』(中華書局、1979年)、吉岡眞「北朝・隋唐支配層の推移」(『岩波講座世界歴史9 中華の分裂と再生』岩波書店、1999年)を参考とし、諸史料によって適宜補正して作成。【周】:『周書』 【隋】:『隋書』 【北】:『北史』

なお、網掛けは漢族を意味している。

叱羅協墓誌: 倉安志編『中国北周珍貴文物』(陝西人民美術出版社、1993年)

李綸墓誌: 劉合心・呼林貴「北周徒何綸志史地考」(『文博』2002-2)

の研究によって、従来漢族とみなされてきた人物が、胡族出身であることが判明する事例が増加しており、今後も変更される可能性がある<sup>20)</sup>。しかし、本稿では便宜的に漢族と非漢族を分けた。なぜならば、宇文護幕僚の人的構成に、種族による違いが存在するか確認しなかったからである。種族を特定できない場合は、かりに非漢族とした。

また、以下の分析では、「胡族系元勳」という用語を多用した。この「胡族系元勳」とは、西魏北周期の柱国・国公拝受者を分析してランク分けした藤堂光順氏と前島佳孝氏の成果を踏まえ、「八柱国十二大將軍クラス」および賀蘭祥・尉遲迥といった宇文泰の親族、梁禦・劉亮といった西魏前半に没した元勳のことをさす。

なお、宇文護の人材登用にについては、主に正史の記述によった。前章で正史の宇文護執政期像に疑念を呈したにも関わらず、正史の記述によった理由は、



宇文護が批判されている明帝擁立後であっても、各列伝中に宇文護の幕僚について明記されており、官歴に関する作為性は少ないと考えられるからである。

①天官府小冢宰・司会中大夫

宇文護執政期に小冢宰・司会中大夫に就任した人物をまとめると、表一の如くなる。小冢宰には、「十二大將軍クラス」の宇文貴や、長孫儉・楊寬といった西魏以来の功臣、宇文泰の第五子で宇文護の信任を受けた宇文憲、西魏の建国に貢献した梁禦の息子梁睿が就任している。長孫儉は、北周建国直後に発生した趙貴の宇文護排除計画に息子の僧衍が参加していたにも関わらず、計画鎮圧直後に宇文護によつて小冢宰に任じられている。

一方、司会中大夫には、豆盧永恩・宇文深・韓褒といった西魏以来の功臣や、于翼（于謹の子）・豆盧勣（豆盧寧の養子）・李綸（李弼の子）・梁睿（梁禦の子）・侯莫陳凱（侯莫陳崇の弟）のように北鎮出身の胡族系元勳の子弟が就任している。このうち豆盧氏は、豆盧永恩だけでなく、その子の豆盧勣も司会中大夫に就任している。また、勣の兄の豆盧通も中外府領親信となっており、豆盧氏が宇文護と密接な関係を持っていたことが窺える。また、李綸の父李弼と于翼の父子謹は、北周建国時に宇文護を支援し、宇文護

の信任を受けていた。李綸の兄暉と于翼が宇文泰の娘婿であることから、李氏と于氏が宇文氏と密接な関係にあったことがわかる。

崔猷・叱羅協・薛善・陸逞は、宇文護の信任を受けた事が列伝に明記されている。崔猷以外は、中外府長史・司馬にも就任している。また、崔猷・陸逞・叱羅協は、宇文氏と通婚関係にある。叱羅協以外の人物は、正史において有能という評価がなされており、叱羅協も前稿で既に指摘したように、優秀な武人官僚であった。彼らのうち、叱羅協と陸逞は、宇文護誅殺時に除名されたが、時を置かずして復官を果たした。

ここで特に注目したい人物が柳慶と侯莫陳凱である。柳慶は、『周書』卷三二・柳慶伝に、

晉公護初攝政、欲引爲腹心。慶辭之、頗忤旨。……保定三年、又入爲司會。

とあるように、孝閔帝期に宇文護の腹心となるのを断つたため、その不興を買った人物である。また、侯莫陳凱は、保定三年（五六三）に宇文護死去の噂を流したとして自殺させられた侯莫陳崇の弟である。彼らはともに宇文護との関係が悪化した後に司会に登用されている。このような事例は後述するように中外府の幕僚にも散見される。

小冢宰・司会中大夫に登用された人物には、西魏以来の

表二：宇文護執政期都督中外諸軍事府幕僚表

官名	人名	任職年代	正史の評価	親族・勢力	護との関係	武帝・宣帝期	出典
中外府長史	叱羅協	保定元(561)	恭謹・凡識	北鎮	護の信任	除名後、復官	『周』11
	陽雄	不明	隸身・有功	閩中		江陵總管など	『周』44
中外府司馬	薛善	保定年間?	閑靜・懇撫	閩中(河東薛)	護の信任	宇文護期に没	『周』35
	陸暹	天和年間	文雅・仁政	兄陸遜・閩中(吳郡陸)	護の信任	除名後、復官	『周』32
中外府司録	李昶	武成元(559)	峻急・文雅	山東(頓丘李)	護の文を奉る	565没	『周』38
	尹公正	天和年間?	口弁あり	不明	護の信任	護とともに誅殺	『周』11
中外府從事中郎	高寶	保定年間	文武幹用	独孤信の故吏・山東		571没	『周』37
	梁榮	不明	不明	兄梁昕・閩中(安定梁)		計部下大夫など	『周』39
中外府掾	柳帶羣	保定4(564)	無節・清潔	叔父柳慶・閩中(河東柳)		憲府撰史など	『周』22
	劉雄	天和5(570)	義直・機弁	北鎮?		納言など	『周』29
	趙芬	不明	声績あり	閩中(天水趙)	護の登用	御正など	『隋』46
	田仁恭	天和年間?	寬仁・戦功	父田弘・閩中	護の登用	幽州總管など	『隋』54
	豆盧景	不明	不明	山東?(河南洛陽)		不明	豆盧寔墓誌
中外府屬	劉雄	保定4(564)	義直・機弁	北鎮?		納言など	『周』29
中外府兵曹參軍	田仁恭	天和年間?	寬仁・戦功	父田弘・閩中	護の登用	幽州總管など	『隋』54
	段文振	不明	剛直・幹用	山東(遼西段)	護の登用	相州別駕など	『隋』60
中外府外兵曹參軍	虞慶則	不明	儻儻・威惠	閩中		石州總管	『隋』40
中外府樂曹參軍	令狐休	不明	政績	兄令狐整・閩中(敦煌令狐)		早くに没	『周』36
	杜叔毗	保定年間?	孝聞・志節	閩中(京兆杜)	護の登用	567没	『周』46
中外府戸曹參軍	崔仲方	保定年間	文武才幹	父崔猷・山東(博陵崔)	護の登用	内史下大夫など	崔仲方墓誌
中外府礼曹參軍	楊素	天和年間	英傑の表	父楊敷・閩中(弘農楊)	護の登用	司城大夫など	『隋』48
中外府水曹參軍	郭榮	不明	匪厚	北鎮	護の登用	司水大夫など	『隋』50
中外府賓曹參軍	韋師	保定年間	沈鬱・清白	父韋瑱・閩中(京兆韋)	護の登用	賓部大夫など	『隋』46
中外府集曹參軍	趙佺	孝閔帝(557)	不明	閩中(天水趙)	護の登用	571没	趙佺墓誌
中外府銜曹參軍	辛隆	周初	不明	閩中(隴西辛)		司右領士など	辛隆墓誌
中外府記室參軍	蕭濟	孝閔帝(557)	仁厚	父蕭鴛・旧梁(蘭陵蕭)		滎陽郡守など	『周』42
	張榮	明帝初	才名・輕猾	父張軌・山東		不明	『周』37
	劉臻	保定年間?	無吏幹・疏放	旧梁(沛國劉)	後梁から登用	畿伯下大夫など	『隋』76
	韋師	保定年間	沈鬱・清白	父韋瑱・閩中(京兆韋)	護の登用	賓部大夫など	『隋』46
	楊素	保定5(565)	英傑の表	父楊敷・閩中(弘農楊)	護の登用	司城大夫など	『隋』48
	崔仲方	保定年間	文武才幹	父崔猷・山東(博陵崔)	護の登用	内史下大夫など	『隋』60 崔仲方墓誌
	牛弘	不明	博聞・寛裕	父牛允・不明		内史下大夫など	『隋』49
	元巖	不明	剛鯁	魏宗室	護の登用	内史中大夫など	『隋』62
	柳弘	不明	聰穎	父柳慶・閩中(河東柳)		御正など	『周』22
	柳彥	不明	正直	父柳仲礼・旧梁(河東柳)	護の登用	司武中士など	『隋』62
崔暎	不明	温雅	父崔暎・山東(博陵崔)		浙州刺史など	『周』35	
劉行本	不明	剛烈	叔父劉璠・旧梁(沛國劉)	護の登用	掌朝下大夫など	『隋』62	
韋暉	不明(周初?)	不明	父韋暉・閩中(京兆韋)		隋州刺史など	韋暉墓誌	
中外府参軍	崔仲方	保定年間	文武才幹	父崔猷・山東(博陵崔)	護の登用	内史下大夫など	崔仲方墓誌
中外府行参軍	虞慶則	不明	儻儻・威惠	閩中		石州總管	『隋』40

官名	人名	任職年代	正史の評価	親族・勢力	護との関係	武帝・宣帝期	出典
中外府領親信	茹洪	明帝期?	不明	北鎮?	護の登用	鄆州總督府掾	茹洪墓誌
	豆盧通	不明	器局	父豆盧永恩・北鎮	護の登用	虎賁中大夫など	『隋』39
	宇文述	不明	恭謹	父宇文盛・北鎮	護に愛される	英果中大夫など	『隋』61
	崔弘度	保定年間?	嚴酷	父崔説・山東(博陵崔)	護の登用	行軍總督など	『隋』74
	呂武	保定年間?	不明	関中(天水呂)	護の登用	右侍二上士など	呂武墓誌
	段文振	不明	剛直・幹用	山東(遼西段)	護の登用	相州別駕など	『隋』60
	李徹	不明	剛毅・才具	父李和・関中(隴西李)	護の登用	淮州刺史など	『隋』54
	郭榮	不明	體厚	北鎮	護の登用	司水大夫など	『隋』50
	元祚	天和元(566)	不明	魏宗室	護の登用	澶州別駕など	元祚墓誌

王仲華『北周六典』(中華書局、1979年)、吉岡眞「北朝・隋唐支配層の推移」(『岩波講座世界歴史9 中華の分裂と再生』岩波書店、1999年)を参考し諸史料によって適宜補正して作成。『周』:『周書』 『隋』:『隋書』

なお、網掛けは漢族を意味している。

茹洪墓誌・豆盧寔墓誌・呂武墓誌・元祚墓誌: 韓理洲『全隋文補遺』(三秦出版社、2004年)

崔仲方墓誌: 河北省文物研究所・平山博物館「河北平山県西岳村隋唐崔氏墓誌」(『考古』2001-2)

韋瑱墓誌: 宋英・趙小寧「北周《宇文瑱墓誌》考釋」(『碑林集刊』8、2002年)

趙佺墓誌: 張維編『隴右金石錄』(『石刻史料新編』第1輯21、新文豊出版公司、1977年所収)

辛謙墓誌: 柳秀芳「唐《辛謙墓誌》考略」(『碑林集刊』12、2006年)

功臣や胡族系元勳の子弟が多く、宇文氏との通婚関係を有する人物も多かった。司会中大夫就任者のうち、宇文深・韓襲・柳慶・叱羅協・陸逞・薛善は、西魏時代には宇文泰の丞相府幕僚・大行台府幕僚として、活躍した人物であった。また、小冢宰・司会中大夫就任者のうち、宇文護執政期に没した人物以外は、武帝の親政以後も官界に留まり活躍した。なお、彼らの殆どは、正史において有能という評価がなされていた。

小冢宰は楊寛を除いて全員が胡族系元勳およびその子弟であった。一方、司会中大夫では、重複を含めて、その漢族と非漢族の割合は五・一〇であった。非漢族の多くが、北鎮出身の胡族系元勳の子弟であった。これを見るとやや非漢族の割合が高いが、小冢宰・司会中大夫に登用された漢人は、関中漢人郡姓の楊寛(弘農楊氏)・薛善(河東薛氏)・柳慶(河東柳氏)や山東貴族の崔猷(博陵崔氏)といった名族であった。

なお、保定年間と天和年間の小冢宰・司会中大夫就任者を比較した所、保定年間には西魏以来の功臣が多く、天和年間には胡族系元勳の子弟が多いという結果が得られた。これは宇文護の人材登用の変化とみるべきではなく、世代交替のあらわれと考えるべきであろう。

## ②都督中外諸軍事府幕僚

宇文護執政期の中外府幕僚は、表二に集約される。長史(首席幕僚)・司馬(次席幕僚)に就任した人物は、叱羅協・陽雄・薛善・陸逞である。陽雄は保身に巧みだったことが列伝に記されており、叱羅協・薛善・陸逞の三人は宇文護に信任されたことが列伝に記されており、司会中大夫にも就任している。司録・從事中郎就任者を見ると、李昶は、西魏時代に丞相府記室參軍・大行台郎中などを歴任し、宇文泰に深く信任された人物であり、北周建国後、宇文護も宇文泰と同様に彼を信任した。

昶於太祖世已當樞要、兵馬處分、專以委之、詔冊文筆、皆昶所作也。及晉公護執政、委任如舊。〔周書〕卷三八・李昶伝

中外府幕僚の中で唯一宇文護誅殺時に殺害された司録の尹公正は、北齊への使者にもなり、その能力と教養を高く評価されていた。中外府長史・司馬・司録就任者の多くは、宇文護誅殺時に連座しており、叱羅協・陸逞は一時的に除名され、尹公正は殺害された。また、既に没していた薛善は、過ちを意味する「繆」と謚された。

続いて從事中郎・掾・属をみると、劉雄・田仁恭・趙芬などの優秀かつ武帝の親政以後も活躍した人物が就任している。また、宇文護に排除された独孤信の故吏である高賓

や宇文護との関係が悪かったとされる柳慶の甥帶草も就任している。彼らのうち、柳帶草は西魏時代に大行台左丞となり、趙芬は丞相府鎧曹參軍・記室參軍を歴任している。

続いて、參軍・親信をみると、田仁恭(田弘の子)・楊素(楊敷の子)・牛弘(牛允の子)・宇文述(宇文盛の子)・崔仲方(崔猷の子)・崔弘度(崔説の子)・豆盧通(豆盧永恩の子)など、西魏・北周初に活躍した功臣の子で、武帝親政期から隋代に活躍し、正史における評価の高い人物が多い。彼らの中には、田仁恭・楊素・崔仲方のように中外府の參軍や親信から起家し、その後も中外府の官職を歴任した人物がいる。例えば崔仲方は、中外府參軍で起家し、記室參軍・戸曹參軍を歴任し、天和四年(五六九)に司玉下大夫に遷った後も記室參軍・戸曹參軍を兼任している。これらのことから、中外府幕僚が群臣子弟の任官先の一つとして機能していた可能性があらう。また、蕭濟・劉臻・柳彧・劉行本といった旧梁臣を多く登用している点も特徴的である。さらに、柳慶の子の柳弘や令狐整の弟令狐休、章叟の子章瓚のように、宇文護と関係が悪かったとされる人物の子弟も登用されている。

中外府幕僚における漢族と非漢族の割合(含重複)をみると、長史・司馬・司録では四・二、從事中郎・掾・属では三・五、參軍では一九・七、親信では一・八であった。こ

表三：晋国公府幕僚表

官名	人名	任職年代	正史の評価	勢力	護との関係	武帝・宣帝期	出典
晋国公府長史	叱羅協	孝閔帝 (557)	恭謹・凡識	北鎮	護の信任	除名後、復官	『周』11
	元暉	保定初 (561)	才弁多し	魏宗室	護の登用	司憲大夫など	『隋』46
晋国公府司馬	達奚瑱	武成2 (560)	恵政	山東		561 没	『周』29
	辺平	不明	不明	北鎮	護の信任	除名	『周』11
晋国公府司録	元偉	孝閔帝 (557)	溫柔・文雅	魏宗室		司会・民部など	『周』38
	裴鴻	保定以前	恭勤・有幹略	関中 (河東裴)	兼雍州贊治	568 戦没	裴鴻墓誌
	馮遷	保定年間	質直・幹能	関中 (寒微)	護の信任	除名	『周』11
	張暉	保定年間?	好学・幹用	山東 (河間張)		不明	『隋』46
晋国公府掾	馮遷	孝閔帝 (557)	質直・幹能	関中 (寒微)	護の信任	除名	『周』11
晋国公府中尉	侯遠	武成2 (560)	不明	北鎮?		560 没	侯遠墓誌
	樊叔略	不明	循吏・無學術	山東 (陳留樊)	護の信任	汴州刺史など	『隋』73
晋国公府典籤	王慶	孝閔帝 (557)	明弁・嚴肅	不明 (太原王?)	護の登用	延州總管など	『周』33

王仲孳『北周六典』（中華書局、1979年）、吉岡眞「北朝・隋唐支配層の推移」（『岩波講座世界歴史9 中華の分裂と再生』岩波書店、1999年）を参考し諸史料によって適宜補正して作成。『周』：『周書』 『隋』：『隋書』

なお、網掛けは漢族を意味する。

裴鴻墓誌：蔵中進「隋使裴世清の周辺一付、裴鴻墓誌のこと一」（『大阪市立大学文学部創立五十周年記念 国語国文学論集』和泉書院、1999年）

侯遠墓誌：陝西省社会科学院・陝西省文物局『陝西碑石精華』（三秦出版社、2006年）

18頁

れを見ると参軍のみ漢族の比率が突出して高いことがわかる。長史・司馬・司録に登用された人物は、いずれも宇文護に信任された人物であった。出身勢力を見ると、関中出身者が多く、北鎮出身者は叱羅協以外見られない。また、彼らの多くが、西魏時代到大丞相府幕僚・大行台府幕僚を務めた人物であった。従事中心・掾・属に登用された人物にも、北鎮出身者は劉雄以外見られず、胡族系元勳の子弟は見られなかった。また、登用された漢族は、趙芬（天水趙氏）・柳翬章（河東柳氏）などの関中漢人郡姓が多かった。漢族の比率が高かった参軍には、山東貴族の博陵崔氏から、崔仲方・崔弘度・崔曠の三名が登用されており、関中漢人郡姓からは河東柳氏（柳弘）・天水趙氏（趙佗）・京兆韋氏（韋師・韋瓊）・弘農楊氏（楊素）・京兆杜氏（杜叔毗）などが登用されていた。また、旧梁臣も登用しており、北周における代表的な漢族の家柄を押さえていることがわかる。参軍にも北鎮出身者・胡族系元勳の子弟は殆ど見られなかった。西魏宇文泰の関西大行台府・大丞相府幕僚も、北鎮出身者は少なく、関中漢人郡姓や山東貴族が多く登用されていた。このことは、宇文泰の幕僚と宇文護の幕僚の人的構成が類似している

ことを意味している。

なお、宇文護誅殺時に連座した幕僚は、長史・司馬・司録に限定されており、従事中心以下は処罰の対象になっていない。正史には、武帝が宇文護の「凶党」を一掃したという記述が見られた。しかし、中外府幕僚のうち、実際に処罰された人物はわずか三名であり、しかも叱羅協と陸暹は短期間で復官を果している。このことは、「宇文護派」を一掃したという正史の記述に疑問を抱かせるものである。

### ③ 晋国公府幕僚

続いて晋国公府幕僚をみていく。表三は晋国公府の幕僚をまとめたものである。長史・司馬には、叱羅協・辺平<sup>④</sup>といった宇文護の側近以外にも、列伝中で有能と評価されている元暉・達奚寔が就任している。また、その他の幕僚には、樊叔略・張嬰・元偉・王慶など武帝親政期・隋代に活躍し、文武に才能のあった人物が登用されている。司録に就任した馮遷は、宇文護誅殺時に除名された人物だが、宇文護の幕僚になった後も職務に励む良吏として評価されている<sup>⑤</sup>。

晋国公府幕僚の漢族と非漢族の割合は、長史・司馬に限ると、〇・四だが、全体では六・六である。登用された非漢族は、西魏宗室にあたる元氏や宇文護幕僚の叱羅協・辺

平などであり、胡族系元勳の子弟は登用されていない。また、登用された漢族をみると、馮遷は列伝中に「本寒微」とあり、樊叔略は列伝中に、西魏亡命以前、東魏で官刑を被り宦官となったことが記されている。

樊叔略、陳留人也。父歡、……屬高氏專權、將謀興復之計、爲高氏所誅。叔略時在鬻亂、遂被腐刑、給使殿省。〔隋書〕卷七三・樊叔略伝

このように晋国公府の幕僚には、寒人漢族や宦官から登用された人物がいるのである。

### ④ 小結

天官府小冢宰・司会中大夫、中外府幕僚、晋国公府幕僚の三点から見る限り、宇文護の登用した人材の多くが、胡族系元勳の子弟や西魏以来の功臣およびその子弟であり、有能・優秀という評価がなされている人物ばかりであった。彼らの多くが列伝中(特に「隋書」)に、宇文護に登用されたことが記されていた。このことは、「周書」や「隋書」が編纂された貞観の正史編纂時においてすら、宇文護に登用されたことが必ずしも経歴上の汚点と認識されていなかったことを意味しており、「周書」の宇文護執政期像と齟齬をきたしている。

司会中大夫・中外府幕僚・晋国公府幕僚の中で、宇文護

誅殺時に殺害された人物は尹公正のみであり、多くの人物が武帝親政期以降も活躍していた。このことは、宇文護の登用した人材から、武帝親政期以降に活躍した人材が輩出されたことを意味し、宇文護執政期と武帝親政期の間に人材面での連続性が存在することを示している。さらに、司会中大夫・中外府幕僚の中には、西魏時代に丞相府幕僚・大行台府幕僚を務めた人物も多く見られた。宇文護の人材登用には、西魏時代との連続性も存在しているのである。

また、司会中大夫や中外府には、宇文護との関係が悪かったとされる人物の子弟や故吏も登用されていた。例えば柳慶は、孝閔帝期に宇文護の腹心となるのを断つて不興を買い、左遷された人物である。『周書』卷三二・柳慶伝の史臣曰条は、彼を次のように評し、称賛している。

然慶畏避權寵、違忤宰臣、雖取訕於一時、實獲申於千載矣。

しかし、柳慶は、保定三年（五六三）には、再び司会中大夫に就任し、子の柳弘も中外府記室參軍で起家しているのである。さらには、甥の柳帶章も中外府掾に就任している。これらの結果は、宇文護執政期に、不適切な人事が行われ、「宇文護派」と「親周帝派」が暗闘を繰り広げていたとする従来の宇文護執政期像に疑問を抱かせるものである。

宇文護の登用した人材の漢族と非漢族の比率（含重複）を

見たところ、小冢宰・司会中大夫では、やや非漢族の割合が高く、登用された非漢族は、ほぼ全員が北鎮出身の功臣か胡族系元勳の子弟であった。一方、登用された漢族は、博陵崔氏・弘農楊氏・河東柳氏などの関中漢人郡姓及び山東貴族であった。また、小冢宰・司会中大夫就任者には、宇文氏と通婚関係にある人物も多く見られた。

中外府幕僚では、長史・司馬・司録・從事中郎・掾・属では漢族と非漢族の割合に大きな違いはなかったが、參軍は漢族の比率が約七五％（一九／二六）であった。登用された漢族は、河東柳氏・天水趙氏・京兆韋氏・博陵崔氏・弘農楊氏といった関中漢人郡姓や山東貴族であった。また旧梁臣も登用されていた。登用された非漢族には、北鎮出身者は少なく、胡族系元勳の子弟は殆どみられなかった。中外府の親信・參軍で起家し、その後も中外府の幕僚を歴任する人物が存在することから、中外府幕僚が胡族系元勳以外の群臣子弟の任官先として機能していた可能性も考えられる。このような中外府の人的構成は、西魏宇文泰の関西大行台府・大丞相府の幕僚の人的構成と類似している。なお、晋国公府幕僚では、漢族と非漢族の割合は同率であった。登用された人物には、寒人出身者が含まれていた。

以上のことから、宇文護は、六官制上の側近である小冢宰・司会中大夫には、胡族系元勳の子弟や名門漢族を登用

し、北周の軍権を統括する中外府の幕僚には、関中出身の胡族や、山東貴族・関中漢人郡姓などを中心に、群臣子弟を多く登用し、晋国公府の幕僚には、寒人の登用も行っていたことがわかる。このことは、宇文護の人材登用が、胡族系元勳・山東貴族・関中漢人郡姓などに配慮したバランスのとれたものであったことを示しているよう。

#### 四、終わりに

本稿で分析したことをまとめると次のようになる。

①『周書』は、宇文護は北周の建国に寄与したが、明帝擁立後は専権を振るい、不適當な人材登用を行い、政治を乱したという歴史像を描いていた。この正史の歴史像は、従来の宇文護執政期研究の内容と軌を一にしている。

②北周から唐初までの諸史料における宇文護執政期像を検討した所、北周・隋・唐を通じて、作者・墓主を顕彰する目的を有する文集や墓誌・墓碑に、宇文護を称賛する文言が見られた。中には「裴鏡民墓碑」や「弁正論」のように宇文護の人材登用を称賛する史料もあった。このことは、正史の宇文護執政期像に改めて疑問を投げかけるものである。

③宇文護幕僚の人的構成について検討を加えた結果、宇文

護は、一貫して、小冢宰・司会中大夫・中外府幕僚・晋国公府幕僚に、胡族系元勳・山東貴族・関中漢人郡姓などに配慮する形で、宇文護誅殺後も活躍した有能な人材を登用していた。また、従来、宇文護との関係が悪いとされていた人物やその子弟も登用していた。

④中外府幕僚の人的構成は、関中漢人郡姓・山東貴族を中心としており、西魏宇文泰の関西大行台府・大丞相府幕僚の構成と類似していた。また、司会中大夫や中外府幕僚には、西魏時代に大丞相府幕僚・大行台府幕僚を歴任した人物が多く見られた。このことは、宇文護の人材登用に西魏時代との連続性が存在することを意味する。

⑤中外府幕僚には、胡族系元勳以外の群臣子弟が多く登用されており、彼らの有力な任官先の一つとして機能していた可能性がある。彼らの殆どが武帝親政期以降も活躍した有能な人材であった。このことは、宇文護執政期と武帝親政期の間に人材面での連続性があつたことを意味している。

以上の検討結果から、「宇文護派」と「親周帝派」が対立し、不適當な人事が展開されたという従来の研究が抱く宇文護執政期像は、『周書』が生み出した歴史像であり、実態に即していない可能性の高ことがわかった。本稿では残念ながら、「宇文護派」・「親周帝派」といった党派性につい



て十分検討することはできなかった。しかし、従来、反宇文護的人物として、「親周帝派」に分類されていた柳慶や令狐整等の親族が、宇文護の幕僚に登用されていることから、宇文護執政期の官僚に対し、安易に「宇文護派」・「親周帝派」という枠組みを使用すべきでないように思われる。

宇文護執政期は、人材登用の面で西魏から武帝親政期への橋渡しを担った時代であった。さらに、宇文護が登用した人材からは、隋代に活躍する人材も輩出しており、隋に与えた影響も大きいといえよう。正史の記述による限り、宇文護は集権化を推進し、独裁政治を展開したように見える。しかし、宇文護幕僚の人的構成を見る限り、宇文護は胡族系元勳や名門漢族などに対する配慮を欠かしておらず、朝臣も宇文護に敵対せず、協力体制を敷いていたと思われる。ここからは、呂春盛氏が指摘した権力基盤の狭窄化は窺えない。呂氏は六府長官就任者のみを見て、権力基盤の狭窄化を指摘した。しかし、北周の権力基盤を分析する際には、六府長官のみならず、長官以下の官職や中外府などにも目を向ける必要があるように思われる。実際、北周では北齊と異なり、深刻な胡漢対立や宦官・恩倖の進出は見られない。宇文護は多様な集団によって構成された北周をうまくとりまとめていたのではないだろうか。

北周は宇文護誅殺後、わずか十年足らずで滅亡に至った。

その原因は、宇文護執政期よりも、それを引き継いだ武帝親政期にあるのではないだろうか。本稿で指摘したように、宇文護執政期と武帝親政期には人材面での連続性が見られる。しかし、武帝は中外府を廃止し、中央集権化政策を更に押し進め、廢仏を断行した。その過程で北周内における融和が失われてしまったのではないだろうか。

今後、党派性問題や政策面など、様々な面から宇文護執政期を検討するとともに、武帝親政期の検討も行い、北周政治史の見直しを図っていきたい。

#### 註

(1) 陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』唐代政治史述論稿（生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇一年・初出一九四四年）。「閼隴集團」とは、宇文泰に従って西遷し閼隴地方に拠った胡族と、それと結んだ土着の漢族のことである。陳氏は、この「閼隴集團」が西魏北周から隋・唐初にかけて政権の中核であったと論じた。

(2) 布目潮瀨『隋唐史研究―唐朝政権の形成―』（同朋舎、一九六八年）や谷川道雄『増補隋唐帝國形成史論』（筑摩書房、一九九八年）、吉岡眞「北朝・隋唐支配層の推移」（『岩波世界講座 世界歴史9 中華の分裂と再生』岩波書店、一九九九年）など参照。

(3) 西魏北周の軍事制度については、氣賀澤保規『府兵制の研

- 究「府兵兵士とその社会」(同朋舎、一九九九年)の第一章「前期府兵制研究序説」その成果と論点をめぐって」および平田陽一郎「西魏・北周時代の「防」について」(記念論集刊行会編「福井重雅先生古稀・退職記念論集 古代東アジアの社会と文化」汲古書院、二〇〇七年)参照。
- (4) 川本芳昭「魏晋南北朝時代の民族問題」(汲古書院、一九九八年)、小林安斗「鮮卑のえがいた理想国家と華夷観」六世紀中国における胡漢問題についての一試論」(千葉史学「四一、二〇〇三年」)参照。
- (5) 呂春盛「閩隴集团的権力結構演変—西魏北周政治史研究一」(稻郷出版社、二〇〇二年)は、政治史面から西魏北周から隋への変化を論じた專著である。また、谷川道雄氏は「府兵制国家」という概念で、西魏北周隋の連続性をとらえている。前掲註(2)谷川書参照。
- (6) 川勝義雄「魏晋南北朝」(講談社学術文庫、二〇〇三年・初出一九七四年)四〇八—四〇九頁。中村淳一氏も、宇文護の集権化政策が、宇文護誅殺後の武帝の集権に大きな役割を果たしたとする。中村淳一「北周明帝期の兵制改革と宇文護について」(「立正大学東洋史論集」四、一九九一年)参照。
- (7) 王仲華「魏晋南北朝史」(上海人民出版社、一九八一年)下巻六〇六頁参照。
- (8) 大川富士夫「北周宇文氏政権と仏教—武帝廢仏の意義—」(「立正史学」二〇、一九五七年)、野村耀昌「周武法難の研究」(東出版社、一九七一年)参照。
- (9) 前掲註(6)中村論文参照。
- (10) 高繼華「宇文護述論」(「北朝研究」一九九二—三)、雷依群「北周史稿」(陝西人民教育出版社、一九九九年)参照。なお、「周書」卷一一「宇文護伝を英訳した Albert E. Dien "Biography of Yu-wen hu" (University of California Press, 1962) は、「腐敗」といったマイナスの価値基準を含んだ評価は下していないものの、その宇文護理解は通説的である。
- (11) 榎本あゆみ「西魏末・北周の御正について」(「名古屋大学東洋史研究報告」二五、二〇〇一年)、加藤国安「越境する庾信 その軌跡と詩的表象」(研文出版社、二〇〇四年)参照。
- (12) 呂春盛「北周前期的政局與政權的弱点」(前掲註(5)呂春盛書第五章)参照。
- (13) 拙稿「北周「叱羅協墓誌」に関する一考察—宇文護時代再考の手がかりとして—」(「文学研究論集」(明大・院)二三、二〇〇五年)参照。また、呂思勉氏は、「周書」中の宇文護の悪評が、宇文護誅殺後に付け加えられた可能性を指摘している。呂思勉「兩晋南北朝史」(開明書店、一九七七年)上巻七四二頁。
- (14) 山下将司氏は、「八柱国」という枠組みが唐代に創作されたとする。山下将司「唐初における「貞觀氏族志」の編纂と「八柱国家」の誕生」(「史学雑誌」一一一一—二、二〇〇二年)参照。前島佳孝氏は西魏時代に柱国を拝受した人々と北周成立後に拝受した人々との間には明確な差違があったとする。しかし、西魏北周の柱国と国公について検討した結果、

やはり「八柱国十二大將軍」という括りが存在していなかったと結論づけている。そのため、前島氏は「八柱国クラス」という呼称を採用すると述べている。前島佳孝「柱国と国公—西魏北周における官位制度改革の一齣—」（九州大学東洋史論集三四、二〇〇六年）参照。本稿も前島氏によって「八柱国クラス」・「十二大將軍クラス」と表記する。

(15) 前掲註(14) 山下論文参照。

(16) 【周書】卷一五・于謹伝には「及太祖崩、孝閔帝尚幼、中山公護雖受顧命、而名位素下、羣公各圖執政、莫相率服。」とあり、元勳の多くが宇文護に従わなかった様子が記されている。宇文護はこの状況を打開するため、于謹に協力を求め、元勳を従わせることに成功した。

(17) 【周書】卷一一・宇文護伝には「自太祖爲丞相、立左右十二軍、總屬相府。太祖崩後、皆受護處分、凡所徵發、非護書不行。」とある。

(18) この事件の詳細については、呂春盛「宇文泰親信集團与魏周革命」〔北周前期の政局與政權の弱點〕（前掲註(5)）呂春盛書第四章・第五章）参照。

(19) 【周書】卷一一・宇文護伝は、宇文護が、孝閔帝の側近（李植・孫恒）を地方官に転出させた上で孝閔帝を諷め、廃位の回避に努めたことを記し、宇文護に批判を加えていない。また、【周書】中では、孝閔帝紀を除いて宇文護を批判する記事は見当たらず、かえって、宇文護を擁護する記事が見られる。例えば【周書】卷二五・李賢伝の史臣曰条には「晉公……革魏興周、遠安邇悅。功勳已著、過惡未彰。李植受遇先朝、

宿參機務、恐威權之已去、懼將來之不容、生此厲階、成茲貝錦、乃以小謀大、由疎間親。……啓冢宰無君之心、成閔皇廢弒之禍、植之由也。」とあり、孝閔帝の廃位は李植に起因するとしている。【周書】卷四・明帝紀の史臣曰条も「及乎迎宣黜賀、入纂大宗」と述べ、孝閔帝を暈光に廃された漢の昌邑王賀に喩えている。

(20) この詔は「文館詞林」卷六六九・詔三九にも「後周武帝誅宇文護大赦詔一首」と題して収められている。

(21) なお、「北史」卷四五・宇文護伝の記述は、【周書】の内容と同じであるため、本稿では言及しなかった。

(22) 【文苑英華】卷六九九・序一・文集一・庾信集序、庾信撰・倪璿注・許逸民校点「庾子山集注」（中華書局、一九八〇年）四九〜六七頁参照。

(23) 【周書】卷四一・庾信伝参照。庾信に関する研究は数多くなされている。近年の代表的研究には矢嶋美都子「庾信研究」（明治書院、二〇〇〇年）および前掲註(11) 加藤書があげられる。

(24) 録文は藏中進「隋使裴世清の周辺—付、裴鴻墓誌のこと—」（大阪市立大学文学部創立五十周年記念 國語国文学論集）和泉書院、一九九九年）参照。「裴鴻墓誌」については、発掘報告が出ておらず、出土状況・所在地などは不明である。

(25) 【周書】卷三四・裴鴻伝と「裴鴻墓誌」には、彼の没年は記されていない。しかし、「裴鴻碑」に「以天和三年八月八日薨乎建業客館。」とあり、その没年がわかる。「裴鴻碑」の

拓本・録文は山西省考古研究所『山西碑碣』(山西人民出版社、一九九七年)三七〇三九頁参照。

(26) 藏中進氏は、開皇九年(五八九)が隋の中国統一の年であると同時に、裴鴻の二二回忌にあたり、裴氏によって、裴鴻頭彰が図られたのではないかという。前掲註(24)藏中論文参照。

(27) 拓本は北京図書館金石組編『北京図書館藏中国歴代石刻拓本匯編』(中州古籍出版社、一九八九年)第一冊七一頁参照。録文は『金石萃編』卷四四、裴鏡民碑、周紹良主編『全唐文新編』第三卷(吉林文史出版社、二〇〇〇年)一六二五〇一六二六頁参照。

(28) 『旧唐書』卷七二・李百葉伝、『新唐書』卷一〇二・李百葉伝参照。

(29) 宇文護の仏教信仰の様子については、前掲註(8)大川論文および前掲註(8)野村書参照。

(30) 例えば『弘明集』卷二〇・弁慈編・周祖平齐召僧叙龐立抗拒事(大正藏五二・一五三一下)には「癘氣内蒸、身瘡外發。惡相已顯、無悔可銷。遂隱於雲陽宮、纔經七日、尋爾傾崩。」とあり、武帝は龐仏の報いで高熱、疱瘡を発し死亡したと記している。

(31) 『叱羅協墓誌』には「治御正司會、揔六府。」とある。叱羅協墓誌については前掲註(13)拙稿参照。また、『周書』卷三五・薛善伝には「遷司會中大夫、副總六府事。」とある。

(32) 『通典』卷二三・職官五・吏部尚書には「後周有吏部中大夫一人、掌羣臣及諸子之簿、辨其實賤與其年歲、歲登下其損

益之數。依六勳之賞・頒祿之差。」とある。

(33) 前掲註(2)吉岡論文参照。なお、吉岡氏は旧梁という分類はしていない。

(34) 山下将司「西魏・北周における本質の關連化について」(早稲田大学教育学部學術研究 地理学・歴史学・社会科学編)四九、二〇〇一年)、前島佳孝「北周徒何綸墓誌銘と隋李椿墓誌銘―西魏北周支配階層の出自に関する新史料―」(『人文研紀要』(中央大学人文科学研究)五五、二〇〇五年)参照。

(35) 藤堂光順「西魏北周期における「等夷」關係について」(『名古屋大学東洋史研究報告』八、一九八二年)、前掲註(14)前島論文参照。

(36) 『北史』卷二二・長孫儉伝には「及周閔帝初、趙貴等將圖晉公護、儉長子僧衍預其謀、坐死。護乃徵儉、拜小冢宰。」とある。

(37) 『周書』卷一五・李弼伝には「及晉公護執政、朝之大事、皆與于謹及弼等參議。」とある。

(38) 『周書』卷三五・崔猷伝、『周書』卷三五・薛善伝、『周書』卷一一・叱羅協伝、『周書』卷三二・陸逞伝参照。

(39) 崔猷は、娘が宇文護の養女となって富平公主に封ぜられた。『周書』卷三五・崔猷伝参照。陸逞は、保定五年(五六五)に娘が宇文泰の子儉に嫁いだ。前掲註(22)『庾子山集注』卷一六「周譙國公夫人步陸孤氏墓誌銘」参照。また、陸氏墓誌は実際に出土している。中国文物研究所・陝西省古籍整理辦公室『新中国出土墓誌』陝西卷(貳)上册(文物出版

社、二〇〇三年(五頁参照。叱羅協の子金剛が宇文儉の娘を娶ったことは、「宇文儉墓誌」に記されている。陝西省考古研究所「北周宇文儉墓清理發掘簡報」(考古与文物)二〇〇一(一三) および羅新・葉煒「新出魏晉南北朝墓誌疏證」(中華書局、二〇〇五年)二八五(二八七頁参照)。

- (40) 叱羅協については、前掲註(13) 拙稿参照。「周書」卷三二・陸逞伝には「及護誅、坐免官。頃之、起爲納言。」とある。前掲註(22)「庾子山集注」卷三・周太子太保陸逞神道碑によると、陸逞が没したのは、建徳二年(五七三)五月である。このことから、陸逞が短期間で復官したことがわかる。

- (41) 宇文深は西魏初に丞相府主簿となった。「周書」卷二七・宇文深伝参照。韓褒は大統年間に行台左丞・丞相府司馬などを歴任した。「周書」卷三七・韓褒伝参照。柳慶は大統年間に丞相府戸曹參軍・大行台右丞などを歴任した。「周書」卷二二・柳慶伝参照。叱羅協は大統年間に丞相府從事中郎・大行台郎中などを歴任した。「周書」卷一一・宇文護伝附叱羅協伝参照。陸逞は大統一四年(五四八)に丞相府參軍事・記室參軍に就任した。「周書」卷三二・陸逞伝参照。薛善は行台郎中・丞相府從事中郎などを歴任した。「周書」卷三五・薛善伝参照。

- (42) 「周書」卷四四・陽雄伝には「雄善附會、能自謀身。故得任兼出納、保全爵祿。」とある。

- (43) 「周書」卷四五・熊安生伝には「天和三年、齊請通好、兵部尹公正使焉。……公正有口辯、安生語所未至者、便撮機要

而驟問之。」とある。尹公正は立伝されていないため経歴は不明である。正史中の記事から、司門下大夫・兵部中大夫・中外府司録を歴任したことがわかる。

- (44) 「隋書」卷五四・田仁恭伝、「隋書」卷四八・楊素伝参照。  
 (45) 「崔仲方墓誌」には、「晉蕩公調爲中外府參軍。俄遷記室。戸曹。」とある。「崔仲方墓誌」の拓本・録文は、河北省文物研究所・平山博物館「河北平山西岳村隋唐崔氏墓誌」(考古)二〇〇一(一一)参照。

- (46) 「周書」卷三六・令狐整伝には「晉公護之初執政也、欲委整以腹心。整辭不敢當、頗違其意、護以此疎之。」とある。また、「周書」卷三一・韋覓伝には、「時晉公護執政、廣營第宅。嘗召覓至宅、訪以政事。覓仰視其堂、徐而歎曰「酣酒嗜音、峻宇雕牆、有一於此、未或弗亡。」護不悅。」とある。

- (47) 前掲註(5) 呂春盛書一一二(一五頁参照)。

- (48) 「周書」卷一一・宇文護伝には「護所委信者、又有朔方邊平、位至大將軍・軍司馬・護府司馬。」とある。

- (49) 「周書」卷一一・馮遷伝には「孝閔帝踐阼、入爲晉公護府掾。……遷性質直、小心畏慎、雖居樞要、不以勢位加人。兼明練時事、善於斷決。每校閱文簿、孜孜不倦、從辰逮夕、未嘗休止。以此甚爲護所委任。」とある。

- (50) 前掲註(5) 呂春盛書二七九頁は、武帝の失政として、廢仏による人心の離反と、宗室が権力の核心を占め、權力甚盤が狭窄化したことをあげている。

- (51) ここで、なぜ「周書」が宇文護を否定的に描いているのか

という疑問が生じる。山下将司氏は、独孤信誅殺の経緯から独孤氏を外戚にもつ唐室が怨恨を懐いていたからではないかとする。前掲註(14)山下論文参照。しかし、唐室の怨恨だけが原因といえるだろうか。近年、前島佳孝氏や山下将司氏によって、唐室の意向が『周書』の記述に、強く働いていることが指摘されている。前島佳孝「西魏・八柱国の序列について―唐初編纂奉勅撰正史に於ける唐皇祖の記述様態の一事例―」(『史学雑誌』一〇八一八、一九九九年)、前掲註(14)山下論文参照。こうした指摘を踏まえると、『周書』の宇文護執政期像にも唐室の意向が働いている可能性があるだろう。この問題については今後の課題としたい。

【付記】 本稿は二〇〇六年八月二〇日の内陸アジア・イスラム研究者集会合宿(於白馬)での研究発表(一部)をもとに再構成したものである。また、本稿は平成一九年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。